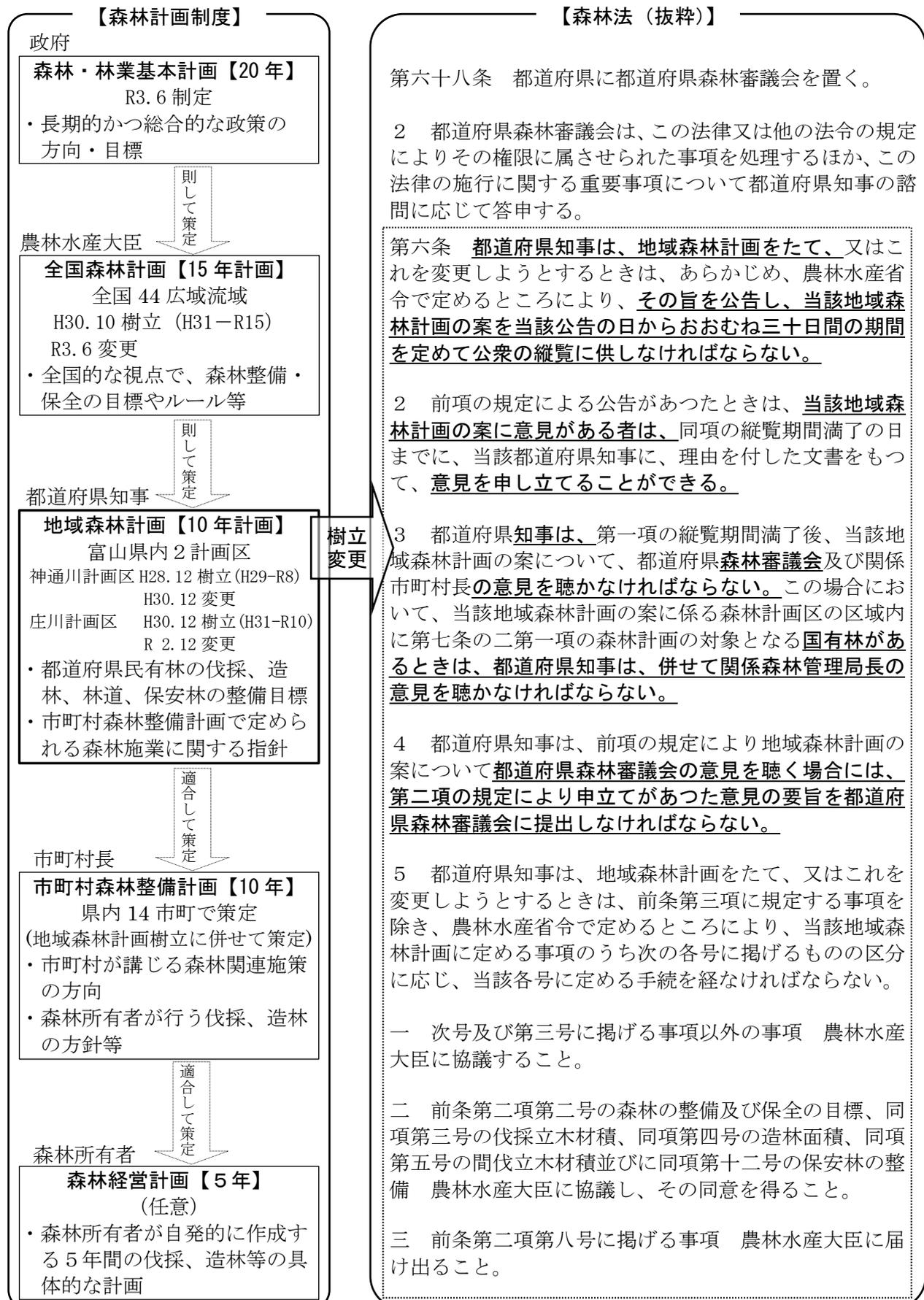


地域森林計画（案）の概要

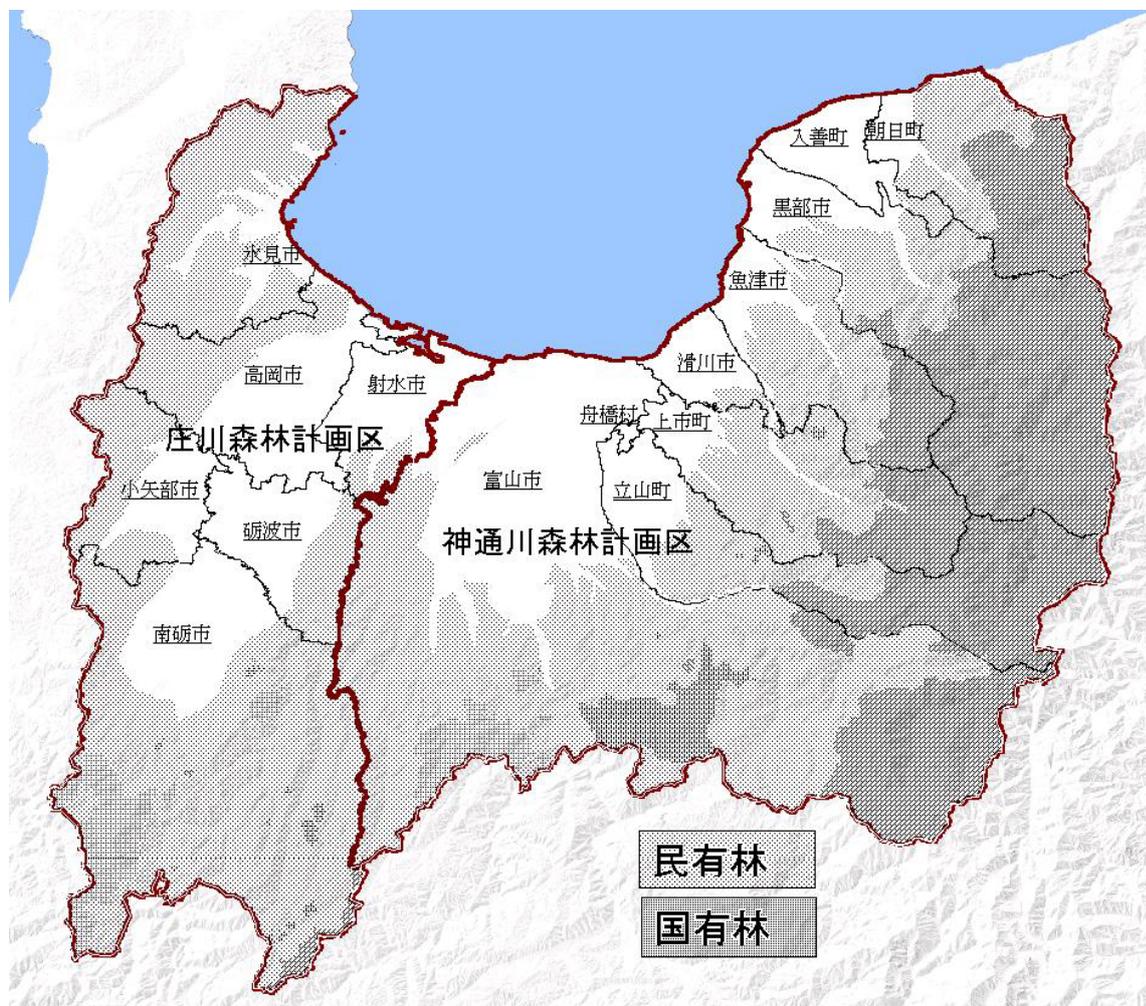
地域森林計画と森林審議会の位置づけ



富山県の森林計画区

森林計画区・・・・・・・・ 農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けたもの。全国に 158 計画区。県内は 2 計画区。

神通川森林計画区・・・ 富山市、立山町、上市町、滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町
 庄川森林計画区・・・ 氷見市、高岡市、射水市、小矢部市、砺波市、南砺市



森林面積 (ha)

	森林面積	地域森林計画対象民有林		国有林
		公有林	民有林	
神通川森林計画区	201,972	20,919	84,816	96,237
庄川森林計画区	83,327	8,791	65,262	9,274
計	285,300	29,711	150,077	105,512

地域森林計画対象民有林の資源 (ha、千 m³)

	人工林		天然林	
	面積	蓄積	面積	蓄積
神通川森林計画区	26,330	12,065	68,496	11,550
庄川森林計画区	24,876	11,078	43,704	6,496
計	51,205	23,143	112,200	18,047

樹立及び変更の基本的な考え方

地域森林計画は、「森林法」の規定に基づき、「全国森林計画」に即して都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる計画。(原則、全国森林計画の見直しに合わせ変更)

今回、新たに策定された「全国森林計画(令和3年6月策定)」を踏まえ、神通川地域森林計画については前回策定時から5年が経過していることから、新たに樹立とし、庄川地域森林計画については変更する。

【樹立】 神通川地域森林計画(計画期間:令和4年4月~令和14年3月)

【変更】 庄川地域森林計画(計画期間:平成31年4月~令和11年3月)

【(参考) 全国森林計画の変更について】

R3.6月 林野庁プレスリリースより抜粋

1 趣旨

森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積等の各種計画量、施業の基準等を示すものであり、都道府県知事がたてる地域森林計画等の指針となる。

2 変更の概要

○ 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、以下の記述等を追加する。

①木材等生産機能維持増進森林における再造林の促進

②林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保

③走行車両の大型化や豪雨の増加傾向等を踏まえた林道整備

○ 伐採立木材積や造林面積等の各種計画量について、新たな森林・林業基本計画に即した見直しを実施する。

【森林の整備及び保全の目標】

区 分		現 況	計画期末
森林面積(千ha)	育成単層林	10,215	9,883
	育成複層林	1,053	1,613
	天然生林	13,780	13,554

注) 現況は平成29年3月31日、計画期末は令和16年3月31日時点の数値

【計画量】

区 分		計 画 量
伐採立木材積(万m ³)	総数	83,423
	主伐	39,345
	間伐	44,078
造林面積(千ha)	人工造林	1,020
	天然更新	571
林道開設量(千km)		12.3
間伐面積(参考)(千ha)		6,774

注) 計画期間(平成31年4月1日~令和16年3月31日)の総量

今回の主な計画内容（神通川・庄川共通）		
計画事項	主な計画内容（下線部は現計画からの修正点）	備考 (計画該当ページ)
第1章 基本的事項		
第1項 とやまの 森の現状 と課題	<p>・中山間地域では過疎化・高齢化の影響が <u>顕在化し、森づくり活動の停滞が懸念されていることから、地域のニーズに応じたきめ細かな里山管理のための</u> 支援がますます重要</p> <p>・ <u>さらに、近年、クマなどが人里や市街地へ出没しており、野生動物との棲み分けを図るため、さらなる対策を行うことが必要</u></p> <p>・木材の持続的な生産と利用は、<u>カーボンニュートラルの実現や持続可能な開発目標（SDGs）の達成</u>に不可欠</p> <p>・ <u>昨今の新型コロナウイルスの感染拡大により、森づくり活動が制約を受け、年間参加延べ人数が大幅に低下する一方、窮屈な生活を余儀なくされ、「3密」回避が可能な森林空間を活用した自然体験活動の重要性が高まるなど、新たな森林との関わりに対する取組みが必要</u></p> <p>・ 県民等意識調査結果（令和2年12月実施）では、ボランティア活動に「今後参加してみたい」とした回答が約半数あり、また、<u>森づくりの取組みを広くPRすべきとの意見が多く寄せられており、SNS等を活用した積極的な情報発信やより参加しやすい機会を設けるなど、森づくり活動の輪をさらに広げ、引き続きその活動を支援していくことが求められている</u></p>	森づくりプランの改訂(R3.10)の内容を反映 〔神通川・庄川〕 P2～3
第2項 とやまの 森づくり のための 基本的な 考え方	<p>1 とやまの森づくりの基本理念</p> <p>2 とやまの森づくり基本指針</p> <p>3 とやまの森づくり基本指針が目指す森林の姿</p> <p>4 県民参加による森づくりの具体的な方針</p>	
第2章 計画事項		
第1項 計画区の 概要	<p>1 計画区の概況</p> <p>(1)自然条件（気候） →時点修正</p> <p>(2)社会経済的条件（人口） →時点修正</p> <p>2 計画区の森林・林業、木材産業の概要</p> <p>(1)森林資源の概要 →時点修正</p> <p>(2)林業の概要</p> <p>(3)木材産業の概要 →時点修正</p>	<p>(神通川・庄川 P9)</p> <p>(神通川・庄川 P9)</p> <p>〔神通川・庄川〕 P11</p> <p>〔神通川・庄川〕 P11</p>

	<p>3 前計画の実行結果の概要及びその評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>計画量 (H29-R3)</th> <th>実行量 (H29-R3) (実行歩合)</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 伐採立木材積 (千 m3)</td> <td>主伐</td> <td>147</td> <td>114 (77%)</td> <td>木材価格の低迷等のため伐採が控えられたため計画を下回る</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>316</td> <td>273 (86%)</td> <td>各種事業の取組みの結果、概ね計画どおり実行</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 造林面積 (ha)</td> <td>人工造林</td> <td>266</td> <td>137 (52%)</td> <td>主伐の減により計画を下回る</td> </tr> <tr> <td>天然更新</td> <td>400</td> <td>332 (83%)</td> <td>概ね計画どおり</td> </tr> <tr> <td>(3) 間伐面積 (ha)</td> <td></td> <td>4,881</td> <td>2,465 (50%)</td> <td>面積は計画を下回るが、材積は概ね計画どおり実行</td> </tr> <tr> <td>(4) 林道開設延長 (km)</td> <td></td> <td>20</td> <td>7 (35%)</td> <td>幹線林道整備を重点的に行い開設単価が高くなったことから、実行量は計画量を下回る</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(5) 保安林面積 (ha)</td> <td>水源かん養</td> <td>32,151</td> <td>31,963 (99%)</td> <td rowspan="3">所有者の同意が順調に得られ、ほぼ計画どおり実行</td> </tr> <tr> <td>災害防備</td> <td>30,027</td> <td>29,729 (99%)</td> </tr> <tr> <td>保健・風致</td> <td>6,483</td> <td>6,483 (100%)</td> </tr> <tr> <td>(6) 治山事業の整備</td> <td>治山事業施行地区数</td> <td>75</td> <td>78 (104%)</td> <td>計画的な事業取組みの結果、ほぼ計画どおり実行</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 計画樹立に当たっての基本的考え方</p>	項目	区分	計画量 (H29-R3)	実行量 (H29-R3) (実行歩合)	評価	(1) 伐採立木材積 (千 m3)	主伐	147	114 (77%)	木材価格の低迷等のため伐採が控えられたため計画を下回る	間伐	316	273 (86%)	各種事業の取組みの結果、概ね計画どおり実行	(2) 造林面積 (ha)	人工造林	266	137 (52%)	主伐の減により計画を下回る	天然更新	400	332 (83%)	概ね計画どおり	(3) 間伐面積 (ha)		4,881	2,465 (50%)	面積は計画を下回るが、材積は概ね計画どおり実行	(4) 林道開設延長 (km)		20	7 (35%)	幹線林道整備を重点的に行い開設単価が高くなったことから、実行量は計画量を下回る	(5) 保安林面積 (ha)	水源かん養	32,151	31,963 (99%)	所有者の同意が順調に得られ、ほぼ計画どおり実行	災害防備	30,027	29,729 (99%)	保健・風致	6,483	6,483 (100%)	(6) 治山事業の整備	治山事業施行地区数	75	78 (104%)	計画的な事業取組みの結果、ほぼ計画どおり実行	(神通川 P12～13)
項目	区分	計画量 (H29-R3)	実行量 (H29-R3) (実行歩合)	評価																																															
(1) 伐採立木材積 (千 m3)	主伐	147	114 (77%)	木材価格の低迷等のため伐採が控えられたため計画を下回る																																															
	間伐	316	273 (86%)	各種事業の取組みの結果、概ね計画どおり実行																																															
(2) 造林面積 (ha)	人工造林	266	137 (52%)	主伐の減により計画を下回る																																															
	天然更新	400	332 (83%)	概ね計画どおり																																															
(3) 間伐面積 (ha)		4,881	2,465 (50%)	面積は計画を下回るが、材積は概ね計画どおり実行																																															
(4) 林道開設延長 (km)		20	7 (35%)	幹線林道整備を重点的に行い開設単価が高くなったことから、実行量は計画量を下回る																																															
(5) 保安林面積 (ha)	水源かん養	32,151	31,963 (99%)	所有者の同意が順調に得られ、ほぼ計画どおり実行																																															
	災害防備	30,027	29,729 (99%)																																																
	保健・風致	6,483	6,483 (100%)																																																
(6) 治山事業の整備	治山事業施行地区数	75	78 (104%)	計画的な事業取組みの結果、ほぼ計画どおり実行																																															
第2項 計画の概要	<p>1 計画の対象とする森林 →時点修正</p> <p>2 計画事項の概要</p> <p>(1) 森林資源の目標 } (別添1参照)</p> <p>(2) 計画量の概要 }</p>	(神通川 P15) (庄 川 P13) 全国森林計画の計画量に即して、これまでの実績や他の計画等を反映 (神通川 P16～18) (庄 川 P14～16)																																																	
第3項 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	<p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の目標</p> <p>(3) 森林の整備及び保全の基本方針</p>																																																		

	<p>(4) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 (別添 1 【(1)森林資源の目標】 参照)</p>	<p>全国森林計画の計画量に即して、これまでの実績や他の計画等を反映 (神通川 P22) (庄 川 P20)</p>
<p>第 4 項 森林の整備に関する事項</p>	<p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。)</p> <p>(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項 (2) 森林の伐採 (主伐) の標準的な方法に関する指針 <u>○集材路の作設に際しては「主伐時における伐採・搬出指針」(令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知)に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮する</u> 旨を追加。</p> <p>(3) 立木の標準伐期齢に関する指針 (4) その他必要な事項</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>(1) 造林に関する基本的な事項 (2) 人工造林に関する指針</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針 <u>○優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとし、苗木を確保するための採穂園等を整備する</u> 旨を追加。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 <u>○低コスト型造林の推進から 低密度植栽の導入</u> など幅広く検討する旨を追加。</p> <p>ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針</p> <p>(3) 天然更新に関する指針 <u>○天然更新に当たっての留意事項である 前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況</u> を追加。</p> <p>(4) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 (5) その他必要な事項</p> <p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐及び保育に関する基本的な事項 <u>○列状間伐や ICT 等を活用したスマート林業の普及など、施業の省力化・効率化に努める</u> 旨を追加。</p>	<p>全国森林計画の変更② (神通川 P23) (庄 川 P21)</p> <p>全国森林計画の変更① (神通川 P25) (庄 川 P23)</p> <p>全国森林計画の変更① (神通川 P25) (庄 川 P23)</p> <p>全国森林計画の変更(その他) (神通川 P26) (庄 川 P24)</p> <p>全国森林計画の変更(その他) (神通川 P29) (庄 川 P27)</p>

	<p>(2)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針</p> <p>◆雪害を考慮した間伐を実施すべき森林の立木の形状比◆ <u>○タテヤマスギについては、地域における被害の発生状況を踏まえ、形状比 70又は 75 以上</u>とする旨を追加。</p> <p>(3)保育の標準的な方法に関する指針</p> <p>◆スギの標準的な保育の実施林齢及び回数等◆ <u>○作業の省力化・効率化にも留意し、状況に応じて下刈りの回数を削減することができる</u>旨を追加。</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針</p> <p>(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針</p> <p>ア 区域の設定の基準</p> <p>○木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定をするとともに、<u>この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する</u>旨を追加</p> <p>◆区域設定の基準◆ <u>○特に効率的な施業が可能な森林は、森林の一体性を踏まえつつ、特に林地生産力や傾斜等の条件のよい森林とする</u>旨を追加。</p> <p>イ 施業の方法に関する指針</p> <p>◆森林施業の方法◆ <u>○特に効率的な施業が可能な森林では、人工林の伐採後は原則植栽による更新を行う</u>旨を追加。</p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</p> <p>(1)林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方路網の開設の考え方</p> <p>○<u>自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進</u></p> <p><u>特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避</u></p>	<p>令和2年度富山県航空レーザー計測及び解析成果の利活用促進に向けたワーキングチームでの検討結果を反映 (神通川 P30) (庄 川 P28)</p> <p>全国森林計画の変更(その他) (神通川 P30) (庄 川 P28)</p> <p>全国森林計画の変更① (神通川 P33) (庄 川 P31)</p> <p>全国森林計画の変更① (神通川 P33) (庄 川 P31)</p> <p>全国森林計画の変更① (神通川 P34) (庄 川 P32)</p> <p>全国森林計画の変更③ (神通川 P35) (庄 川 P33)</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p><u>けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進</u></p> <p><u>また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る</u> 旨を追加。</p> <p>(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方</p> <p>◆効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準◆</p> <p>○「<u>急傾斜地</u>」区分に、<u>広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度</u> を追加。</p> <p>(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方</p> <p>(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方</p> <p>(5) <u>林産物の搬出方法等</u>（新設）</p> <p><u>ア 林産物の搬出方法</u>（新設）</p> <p>○「<u>主伐時における伐採・搬出指針の制定について</u>」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、<u>適切な搬出方法を選択する</u> 旨を追加。</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針</p> <p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>○<u>合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める</u> 旨を追加。</p>	<p>全国森林計画の変更(その他) (神通川 P36) (庄 川 P34)</p> <p>全国森林計画の変更③ (神通川 P37) (庄 川 P35)</p> <p>全国森林計画の変更(その他) (神通川 P39) (庄 川 P37)</p>
<p>第5項 森林の保全に関する事項</p>	<p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 →<u>時点修正</u></p> <p>(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法</p>	<p>(神通川 P40) (庄 川 P38)</p>

	<p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 <u>○太陽光発電施設を設置する場合には、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する</u> 旨を追加。</p> <p>2 保安施設に関する事項 (1) 保安林の整備に関する方針 (2) 保安施設地区の指定に関する方針 (3) 治山事業の実施に関する方針 (4) 特定保安林の整備に関する事項 (5) その他必要な事項</p> <p>3 鳥獣害の防止に関する事項 (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 (2) その他必要な事項</p> <p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 (1) 森林病虫害等の被害対策の方針 (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。） (3) 林野火災の予防の方針 (4) その他必要な事項</p>	<p>全国森林計画の変更(その他) (神通川 P40) (庄 川 P38)</p>
<p>第6項 保健機能森林の区域の基準 その他保健機能森林の整備に関する事項</p>	<p>(1) 保健機能森林の区域の基準 (2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法等に関する指針</p>	
<p>第7項 計画量等</p>	<p>1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 2 間伐面積 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 4 林道の開設及び拡張に関する計画 5 保安林整備及び治山事業に関する計画</p> <p style="text-align: center;">(別添1【(2)計画量の概要】参照)</p>	<p>全国森林計画の計画量に即して、これまでの実績や他の計画等を反映 1～3 (神通川 P46) (庄 川 P44) (神通川 P47～59) (神通川 P63～67)</p>
<p>第8項 その他必要な事項</p>	<p>1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 2 その他必要な事項</p>	

計画事項の概要

【(1) 森林資源の目標（森林面積及び蓄積）】

区 分		神通川地域森林計画（樹立）		庄川地域森林計画（変更）	
		現況 (R2.3月末)	計画期末 (R14.3月末)	現況 (H29.3月末)	計画期末 (R11.3月末)
面 積 (ha)	育成単層林	25,910	25,659	24,792	24,550
	育成複層林	994	2,791	276	1,200
	天然生林	67,919	66,449	43,471	42,926
森林蓄積 (m ³ /ha)		241	265	234	269

※伐採・造林の計画、森づくり事業による針広混交林化、里山の整備等を踏まえて設定

【(2) 計画量の概要】

区 分		神通川地域森林計画（樹立）		庄川地域森林計画（変更）	
		現計画 (H29～R8年度)	新計画 (R4～R13年度)	変更前 (H31～R10年度)	変更後 (H31～R10年度)
ア 立木の伐採量 (千m ³)	主伐材積	373	520	380	373
	間伐材積	671	688	596	547
イ 人工造林や天然更新の面積(ha)	人工造林	769	1,000	790	717
	天然更新	1,076	794	1,063	619
ウ 間伐面積 (ha)		9,320	6,818	7,445	5,360
エ 林道開設延長 (km)		50	44	47	47
オ 保安林面積 (ha)	水源 ^{かん} 涵養	32,314	32,314	14,860	14,860
	災害防備	30,270	30,270	16,436	16,436
	保健・風致	6,483	6,483	2,153	2,153
	総数	62,604	62,604	31,312	31,312
カ 治山事業施行地区数		162	146	141	141

※伐採・造林・保安林の計画量は、全国森林計画の計画量に即して、実績や他の計画等を踏まえて設定

※林道及び治山事業の計画量は、今後の計画や実施状況等を踏まえて設定

※保安林面積の総数欄は、2以上の目的達成のために指定する保安林があるため、内訳の合計とは合致しない

国の方針（森林・林業基本計画より抜粋）	
現状 と 課題	<p>人工林が利用期を迎えたこと等を背景に、林業・木材産業の「成長産業化」を推進</p> <p>(1) 目標の進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林資源は充実(54 億m³)、複層林の誘導に遅れ ・ 国産材供給量は概ね計画どおりの 31 百万m³に <p>(2) 施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原木の安定供給体制の構築 ・ 木材産業の競争力強化／新たな木材需要の創出 <p>(3) 課題・情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林→皆伐地の再造林未実施 <ul style="list-style-type: none"> →災害の激甚化「気候変動×防災」 ・ 林業→伐採収入で再造林ができる林業の確立 <ul style="list-style-type: none"> →人口減少（従事者の減少＝省力化が不可欠） ・ 木材→品質管理等の徹底（JAS・KD 材、集成材） <ul style="list-style-type: none"> →不透明な住宅需要（人口減少と新型コロナ） ・ 持続性→SDGs／2050 カーボンニュートラル／脱プラスチック
基本 方針	<p>(1) 森林資源の適正な管理・利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な伐採と再造林の確保（林業適地） ・ 針広混交林等の森林づくり（上記以外） ・ 森林整備・治山対策による国土強靱化 ・ 間伐・再造林による森林吸収量の確保強化 <p>(2) 「新しい林業」に向けた取組の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノベーションで、伐採→再造林保育の収支をプラス転換 ・ 林業従事者の所得と労働安全の向上 ・ 長期・持続的な林業経営体の育成 <p>(3) 木材産業の国際＋地場競争力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JAS 乾燥材等の低コスト供給（大規模） ・ 高単価な板材など多品目生産（中小地場） ・ 生活分野での木材利用（広葉樹家具など） <p>(4) 都市等における「第2の森林」づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市・非住宅分野等への木材利用 ・ 耐火部材や CLT 等の利用、仕様設計の標準化 ・ 木材製品の輸出促進、バイオマスの熱電利用 <p>(5) 新たな山村価値の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の活用(農林複合・きのこ等) ・ 集落の維持活性化(里山管理等の協働活動) ・ 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大
目標	<p>(1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p> <p>森林面積を維持しつつ、育成単層林、育成複層林、天然生林がバランスよく賦存する姿を目指す。</p> <p>(2) 林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>国産材供給量は、R12 年までに R1 の 1.4 倍になる 42 百万m³に拡大。建築用材等の国産材の割合は、現状の 4 割半から 6 割強へ。</p>